

一般競争入札仕様等に関する質問・回答書

令和 8 年 10 月 26 日
福島県知事 内堀 雅雄

公告日	令和 8 年 10 月 6 日
件 名	福島県庁舎で使用する電気
質 問 事 項	
1	弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。燃料費調整のない固定プランでの応札は可能でしょうか。 ※「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの対応となります。 契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。
2	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご確認くださいませうか。 市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格（JEPX エリアプライス）に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。 請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。（ご参考）https://www.jepx.jp/electricpower/market-data/spot/
3	弊社では、システム上の仕様および業務運用上の理由により、入金後の領収書発行には対応しておりません。 お支払いの証憑につきましては、弊社発行の請求書および金融機関が発行する振込明細書等をもってご確認ください運用としております。つきましては、上記運用を前提として契約履行が可能かご教示ください。
4	託送料金の改定を踏まえた入札金額の算定について 一般送配電事業者より、託送供給等約款の変更に伴い、2026 年 11 月以降に適用される託送料金単価の改定が、経済産業省の認可を経て正式に公表されております。 入札金額の算定にあたり、改定後の託送料金単価を適用するものと理解しておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。
5	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭 2 桁
6	現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）
7	契約電力が 1 施設で 500kW 以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者へ却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承

承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。

- 8 供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。(超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。) その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。
- 9 予備電力のご契約は、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。
- 10 弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。
また、弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承くださいませでしょうか。
- 11 ①紙の請求書の発行は必要でしょうか。なお、請求書は WEB 上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。
②発行が必要な場合、発行手数料 (330 円) はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。
- 12 請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承くださいませでしょうか。(年度末でも同様)
- 13 現在の計量日をご教示ください。送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承くださいませでしょうか。
- 14 電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。
- 15 よくある質問 No. 13 について、分割支払いが発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。
- 16 契約に関する事項について、以下の 3 点をご教示ください。
①仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。
②契約締結後に制度変更等の外的要因が生じた場合、これに伴う契約内容・単価等の変更について協議いただくことは可能でしょうか。
③契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。
- 17 入札書と内訳書につきまして、
割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。
- 18 入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。
・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。
・基本料金および電力量料金は端数調整をおこなわず、小数点第 2 位まで表示する。
・各月の基本料金と電力量料金の合計額に 1 円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。
・1 年間の総額 (税込) より入札金額 (税抜) を算出する際、1 円未満の端数を切り上げる。
- 19 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額 (電源調達調整単価) を算出することは可能でしょうか。
- 20 ①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約

満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。

②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適用することを検討いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。

- 21 燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。
- 22 よくある質問 No. 15 について、開札当日に落札者の情報を応札者全員に通知いただけるという認識でよろしいでしょうか。
- 23 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。
- 24 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。
- 25 計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。
- 26 契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができれば可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。
- 27 特定電源割当証明書については、年度ごとに提出可能ですが、非化石証書については、年度ごとの提出ではなく、供給期間終了後にまとめて1回で提出することは可能でしょうか。その場合、年度ごとの特定電源割当証明書については、非化石証書のトラッキング情報が未確定であるため電源元情報欄を未記載とし、供給期間終了後に非化石証書とあわせて、電源元情報を補完した特定電源割当証明書を再提出する方法として差し支えないでしょうか。
- 28 仕様書3(7) 非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合があります。各年度の最終月分の請求と同時期にご提出ができれば可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。
- 29 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。
- 30 弊社では蓄熱割引等の料金割引制度を設けておりませんがご了承いただけますでしょうか。その場合、内訳書の割引欄は空欄として差し支えないでしょうか。
- 31 よくある質問 No. 6 について、契約書および請求書も環境価値料金単価を記載する必要がありますでしょうか。
- 32 入札書へ記載する金額は、入札説明書のとおり端数処理して算定いたしますが、料金請求の算定にあたっては、弊社の電気標準約款にもとづく端数処理方法により請求することは可能でしょうか。
- 33 委任者から受任者への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」以降の書類について受任者で提出することは可能でしょうか。
- 34 入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょ

うか。また押印箇所について指定はございますか。

- 35 入札書(様式4)について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人で記載し、代表者の押印は不要でしょうか。
- 36 入札では、燃料費等調整を行わないプランでの契約は可能でしょうか。
- 37 備契約：1,800kWは予備線ではなく、予備電源のご契約でしょうか。
- 38 1給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応（入居者毎に発行する等）は生じますか。
- 39 計量日についてご教示ください。
- 40 貴庁都合で契約を解除される場合は、弊社の約款等によると、期中解約となり違約金が発生いたしますが、お支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。
- 41 仕様書および電気需給契約書（案）に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承くださいませでしょうか。
また、弊社落札の際、電気需給契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、電気需給契約書（案）に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。
- 42 弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承くださいませでしょうか。
また、弊社落札の際、電気需給契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。
- 43 遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、電気需給契約書（案）においても上記の内容を記載いただけますでしょうか。
- 44 消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますでしょうか。
- 45 特定電源割当証明書（別添様式2）について、契約期間における各年度の最終月分の電気料金の請求と同時期に提出することとなっておりますが、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する特定電源割当証明書（別添様式2）も、年度1回（6月下旬頃）に提出させていただくこととなります。ご了承くださいませでしょうか。
- 46 弊社が落札させていただいた場合、頂いている様式のご契約書とは別に、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を別途締結いただくこととなります。ご了承くださいませでしょうか。
- 47 仕様書3(5)「今回の契約を履行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、供給者の負担とする。」とありますが、設備の改造に必要な費用に関しましては原則として一般送配電事業者にご負担いただくこととなっておりますので、弊社負担とはなりません。あらかじめご了承ください。
- 48 履行実績証明書に「令和6年1月1日以降に12か月以上継続して履行した契約案件2つについて」と記載がありますが、令和6年度から令和9年度までを契約期間とし、現在履行中である契約についても、履行実績として契約書の写しを提出することは可能でしょうか。
- 49 履行証明書に添付する契約書の写しにつきまして、契約した「履行証明願」「通知書」で代用は可能でしょうか。（当社は契約書の締結を省略しており、印鑑省略をした通知書（電気需給に関するお知らせ）をwebに掲載し契約をしているため、通知書の写しを代用としております。）

- 50 弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することが出来ません。ご了承くださいませでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）
- 51 予備電力につきまして、仕様書 2 オにて「予備線」と記載がございますが、電気需給契約書(案)及び内訳計算書に記載の通り、「予備電源」でのご契約という認識でお間違いございませんでしょうか。
- 52 今回の入札に関しまして、落札金額等の公表において「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承くださいませでしょうか。
- 53 仕様書や契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。
（弊社落札後、東北エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします）
- 54 本件において、電気の供給を行う小売電気事業者を弊社グループ会社である A 社とし、入札には弊社 B が同社の取次店として入札手続きおよび契約締結を行う予定としております。弊社 B につきましても小売電気事業者の登録を有しておりますが、上記の参加形態にて入札参加が可能かどうか。また参加が可能な場合、福島県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書には、A 社、B 社のどちらで、作成すべきかご教示ください。（捕捉です、A 社は固定単価プラン、B 社は市場連動プランで電気小売事業を行っております。）
- 55 入札書記載の日付をご指示願えますか。
- 56 入札書と内訳計算書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますか。
- 57 内訳計算書の電力量料金単価設定と契約書（案）とメニューが違いますが、契約書（案）のメニューを想定しての試算でよろしいですか。
- 58 契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。
- 59 契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元（基準燃料価格、基準市場価格、算定式等）を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。
- 60 旧一電において燃調諸元の変更が行われた際、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。
- 61 契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が行われた際、本契約における電気料金の見直し（単価変更）が行われることをご了承ください。
- 62 弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承くださいませか。
- 63 計量日は毎月 1 日でしょうか。
- 64 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまには WEB 上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承くださいませでしょうか。
また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30 分データ）の提供は、WEB からのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願い致します。
- 65 お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。
- 66 銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第 484 条、第 485 条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。

67	対象施設内で入居されているテナント様から個別（分割）での入金等は発生いたしますか。また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。
68	契約内容に関しては落札後の協議可能でしょうか。
69	年度末ごとに提出する特定電源割当証明書および非化石証書写しについて、証書発行スケジュールの都合上、提出まで1～5ヵ月程度要する場合がありますが、当該運用は可能でしょうか。こちら協議可能でしょうか。
回 答 事 項	
1	仕様書3（3）のとおりです。
2	標準プランとなります。
3	差し支えありません。
4	仕様書3のとおりです。
5	①東北電力ネットワーク株式会社です。 ②02です。
6	よくある質問一覧 No19 のとおりです。
7	電気需給契約書（案）第8条及び第12条に基づき協議します。
8	電気需給契約書（案）第8条及び第12条に基づき協議します。
9	予備電源です。
10	落札決定後、別途協議します。
11	落札決定後、別途協議します。
12	差し支えありません。
13	1日です。
14	差し支えありません。
15	可能です。
16	電気需給契約書（案）第8条、12条及び20条により協議します。
17	ホッチキス止めの必要はありません。郵送提出については、入札説明書5（4）、9（2）のとおりです。
18	お見込みのとおりです、（内訳計算書 留意事項のとおり）
19	仕様書3（3）のとおりです。
20	①で差し支えありません。
21	回答1のとおりです。
22	開札結果については、福島県財務規則第274条の11第2項に基づき、福島県報で公示します。公示内容は、件名、担当課、落札者決定日、落札者名、落札金額、契約者を決定した手続、公告日です。また、入札参加者、入札額及び落札額（契約額）についてホームページで公表する予定です。なお、電話で問い合わせがあれば口頭で回答します。
23	電気需給契約書（案）第11条第2項によります。
24	電気需給契約書（案）第12条により協議します。
25	差し支えありません。ただし、請求書に記載している内訳に不備があった場合は、不備のない内訳を確認した日付以降で再発行していただきます。
26	落札決定後、別途協議します。
27	仕様書3（7）のとおりです。年度ごとの提出が必要です。
28	仕様書3（7）のとおりです。
29	回答1のとおりです。
30	差し支えありません。

- 31 必要です。
- 32 仕様書 3 (4) 及び(6)のとおりです。
- 33 差し支えありません。
- 34 封印は必要です。封緘印は入札者の印となります。委任状（様式 2）、または委任状（様式 5）を提出した場合は、それぞれの当該様式にて委任された代理人の印となります。押印箇所について、指定はありません。
- 35 押印省略可能です。ただし、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。
- 36 回答 1 及び 21 のとおりです。
- 37 回答 9 のとおりです。
- 38 生じません。
- 39 回答 12 のとおりです。
- 40 電気需給契約書（案）第 20 条に基づき協議します。
- 41 落札決定後、別途協議します。
- 42 落札決定後、別途協議します。
- 43 落札決定後、別途協議します。
- 44 電気需給契約書（案）第 12 条により協議します。
- 45 回答 27 のとおりです。
- 46 差し支えありません。
- 47 落札決定後、別途協議します。
- 48 完了した契約のみとしてください。
- 49 電気需給契約書の写しがない場合は供給実績証明書（様式 8）等、供給の事実を証明する書類を添付してください。
- 50 差し支えありません。
- 51 回答 9 及び 37 のとおりです。
- 52 回答 22 のとおりです。
- 53 お見込みのとおりです。
- 54 本契約は供給を行う小売電気事業者との契約となります。
- 55 公告日から開札日までの間の日付としてください。
- 56 回答 17①のとおりです。
- 57 入札説明書 6（1）及び内訳計算書に基づき入札してください。
- 58 回答 1、21 及び 36 のとおりです。
- 59 仕様書 3（3）のとおりです。
- 60 仕様書 3（3）のとおりです。
- 61 電気需給契約書（案）の変更については電気需給契約書（案）第 12 条により協議します。
- 62 差し支えありません。
- 63 回答 13 のとおりです。
- 64 差し支えありません。
- 65 回答 10 のとおりです。
- 66 落札決定後、別途協議します。
- 67 発生しません。
- 68 落札決定後、別途協議します。
- 69 回答 27 及び 45 のとおりです。